

令和8年9月10日

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 小太刀 顧報

北海道補給処足寄弾薬支処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納 期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備 考
23	油分離槽清掃役務	足寄分屯地	8.10.30	8.9.10	8.9.17 1200	8.9.17 1400	全省庁統一資格 は問わない	仕様書、調達要領指定 書、見積書

※産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する許可書を提出してください。

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒089-3725

北海道足寄郡足寄町平和173番地

陸上自衛隊足寄分屯地 足寄弾薬支処会計科 担当：鎌塚

TEL：0156-25-5811（内線）347（自動音声の場合内線347#を押してください。）

FAX：0156-25-5811（内線）348

※FAX送信の方は0156-25-5811をダイヤルし、ポーズを10回入力し、接続先FAX番号348を入力しておかけ下さい。

その他のお問い合わせは、211を押すか、そのまましばらくお待ちください。FAXが繋がらない場合はメールでも可能です。

メールで送信の際は、電話にて受信の確認をしてください。

fin-asyoro-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油分離槽清掃役務		NAS-Z210020	
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和 8年	9月 7日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	足 寄 弾 薬 支 処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄分屯地食厨房において実施する油分離槽清掃役務（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

受注者は、役務の実施にあたり、本仕様書に規定する他、関係法令等を遵守し、役務の円滑なる進行を図るとともに、関係法令の運用、適用は受注者の負担と責において行わなければならない。

2.2 役務実施場所

調達要領指定書によって指定する。

2.3 役務実施日等

調達要領指定書によって指定する。

2.4 役務の内容

調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領によるほか、受注者は本役務終了後、産業廃棄物管理票（E票）を監督官へ提出し、監督官及び検査官の確認をもって役務完了とする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、発注者が交付する産業廃棄物管理票（B2・D・E票）とし、産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後、速やかに監督官又は検査官へ提出するものとする。

4.2 秘密保全及び安全管理

4.2.1 役務写真

- a) 役務写真の撮影は監督官立会いのもと主要な作業段階、その他監督官の指示する場所を撮影しA4－S版に整理の上、監督官へ提出する。
- b) 役務写真は提出用に整理後、受注者の責任において、デジタルカメラを使用の場合は保存データを確実に削除するものとし、フィルムカメラを使用の場合は原版（ネガフィルム）を監督官へ提出するものとする。

4.2.2 仕様書等

受注者は、監督官から貸与された仕様書、図面を本役務関係者以外に貸出、複写、閲覧をさせてはならない。

4.2.3 安全管理

本役務中の安全管理は、遺漏なく行い各種事故防止を図るとともに、事故等の発生においては、受注者の責任において処置し、速やかに監督官に報告するものとする。

4.3 補償

- a) 本役務の実施中、受注者の行った作業が原因となって既存の施設等を破損させた場合、監督官に報告するとともに、受注者の責任において速やかに原状回復させるものとする。
- b) 本役務後に機能不良となり、その原因が受注者の責に帰すべき理由によるものと認められた場合は、受注者の責任において原状回復させるものとする。

4.4 環境保全

- a) 受注者は、役務実施にあたり、環境対策に係わる関係法令等を遵守のうえ、役務実施場所及びその周辺の環境保全に努めなければならない。
- b) 受注者は環境への影響が予見され又は発生した場合、最善の応急処置を講ずるとともに直ちに監督官に報告し、監督官の指示があればそれに従わなければならない。

4.5 疑義

仕様書等の内容、又は役務実施上疑義を生じた場合には監督官と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては監督官等の指示に従うものとする。

4.6 使用資器材等

本役務で使用する資器材は受注者が準備するものとし、現地整備に必要な電力及び水などの使用については官側と調整するものとする。

4.7 その他

受注者は自衛隊側の規則等に従うこと。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 3 7 B 1 A R 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 9 月 5 日
	作 成 部 課	北海道補給処足寄弾薬支処
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 9 月 5 日
	仕 様 書 番 号	N A S - Z 2 1 0 0 2 0 0 B

指 定 事 項

1 役務実施場所

役務実施場所は、足寄分屯地食厨房油離槽で実施する。

案 内 配 置 図



2 役務実施日等

- 役務の期間は、契約締結日から令和8年10月30日までの間とする。
- 上記の期間にはマニフェストの提出期限を含めるものとする。
- 本工期には、工期期間中の日曜日、土曜日、祝祭日を作業不能日とする。
- 作業の終了時刻は午後5時までとする。

3 役務実施内容

- 油分離槽内（雨水枡も含む）の油分を含む汚水及び汚泥を全て汲み取り、高圧洗浄機により配管・槽内壁面等の洗浄を実施、洗浄後は槽内の洗浄水も全て汲み取るものとする。
- 清掃で発生した廃棄物は受注者の責任において関係法令に基づき適正に処分を行うとともに、本作業に起因する事故等が発生した場合、受注者は全ての責任を負うものとする。

4 産業廃棄物処理

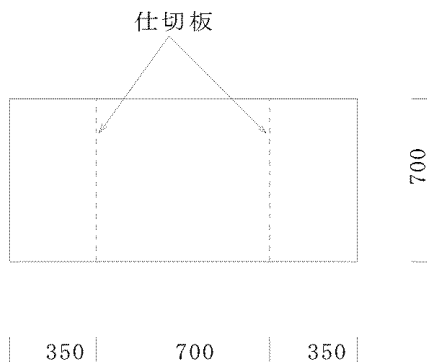
本役務の実施により発生する産業廃棄物の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて適正に処分する。

（注）本役務契約後、明らかになったやむを得ない事情により上記によりがたい場合は、監督官と協議する。

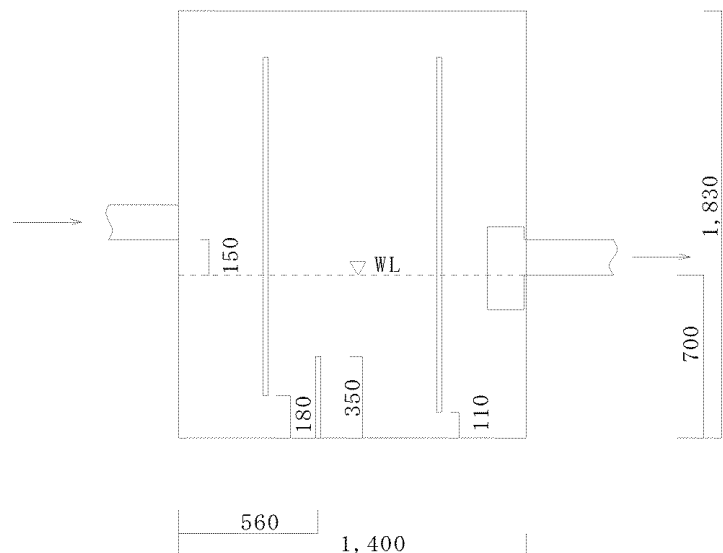
油 分 離 槽 詳 細 図

足寄分屯地食厨房「油分離槽」

平面図



立面図



油分離槽容量：0.688 m³

見 積 書

件名リスト一連番号	23
-----------	----

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
油分離槽清掃役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入（履行） 場所	足寄分屯地		納期 （履行期限）		8.10.30
契約保証金	（免除）	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処

会計科長 小 太 刀 顧 報 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。